

事務連絡

平成22年12月13日

入札参加業者各位

八幡浜市監理開発課長

平成22年度 入札・契約制度の改善について

当市では、従来から入札・契約制度の公平性、公正性、競争性の確保に取り組んでまいりましたが、市発注工事における過度な低価格受注を防止するため、平成23年1月1日以降、公告、通知する入札から次の改善を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 低入札価格調査制度

① 失格判断基準の見直し

工事費内訳書記載の各費目の金額が、次に掲げる失格判断基準のいずれか一つに該当する入札は失格とする。

直接工事費：設計金額における直接工事費の85%未満

共通仮設費：設計金額における共通仮設費の80%未満

現場管理費：設計金額における現場管理費の70%未満

一般管理費：設計金額における一般管理費の30%未満

※ この基準に該当する場合であっても、低価格となった合理的な根拠があると認められるときは、適用除外とすることがある。

契約係 TEL 22-3111 内線 471・474

入札・契約制度の改善について

公共工事において、過度の低価格による受注が行われた場合には、工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念され、またひいては経営悪化による雇用問題の発生、災害対応力の低下等を招きかねないことから平成21年12月14日付けで、入札・契約制度を見直し（平成22年1月1日以降の入札より実施）、低入札価格調査制度の対象工事を250万円以上の工事から1000万円以上の工事に引上げ、最低制限価格制度を採り入れる等の対策を行ってきたが、更なるダンピング対策等の観点から、低入札価格調査時における失格判断基準を下記のとおり改善する。

1 変更箇所

現 行	改善後
直接工事費：75%	直接工事費： <u>85%</u>
共通仮設費：70%	共通仮設費： <u>80%</u>
現場管理費：70%	現場管理費：70%
一般管理費：30%	一般管理費：30%

2 変更理由

直接工事費及び共通仮設費については、純工事費であり、労務者や下請業者及び資材納入業者へのしわ寄せの一層の防止を図るため。

また、低価格受注による経営悪化により、雇用問題の発生や、災害対応力の低下を招く恐れがあるため。

3 その他

(参考)

○調査基準価格及び最低制限価格

土木工事：直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7
＋一般管理費×0.3

建築工事：直接工事費×0.9×0.95＋共通仮設費×0.9＋（直接工事費×0.1＋現場管理費）×0.7＋一般管理費×0.3

※調査基準価格及び最低制限価格についての変更はなし。